

令和6年度赤い羽根共同募金による地域助成事業（令和7年度活動） 募集要項

三種町共同募金委員会

令和6年度赤い羽根共同募金による地域助成事業(令和7年度活動分)を次のとおり募集します。

1. 目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、福祉課題への取り組みを実践する団体や、人と人のつながり助け合いなどの地域福祉向上を推進する住民団体等への活動に対し、共同募金助成金を財源として次のとおり助成します。

2. 助成対象団体

三種町の地域住民を対象に自主的、自発的に地域福祉活動を推進する団体とし、また共同募金の趣旨について理解、共感し、共同募金運動においても自ら積極的に参画、推進する団体とします。

- ・当事者組織 ・ボランティアグループ ・NPO法人 ・学校
- ・福祉団体 ・社会福祉法人 ・自治会 等

3. 助成対象活動

三種町内における地域福祉活動を助成対象とします。

- (1) 地域の福祉課題を解決するための活動。
- (2) 児童や青少年の育成・子育てを支援するための活動。
- (3) 高齢者や障がい者・児等の暮らしを支えるための活動等。
- (4) その他の地域福祉活動。

※次のことは助成の対象としません。

- (1) 会員・構成員同士の親睦のみを目的としたもの。
- (2) 社会福祉を目的としていても、政治・宗教・組合等の運動の手段としておこなうもの。
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類するもの。
- (4) 国または地方公共団体が設置かつ経営しているもの、もしくはその責任に属されるとみなされるもの。
- (5) その名称のいかんにかかわらず、営利を目的に行っているとみなされるもの。
- (6) 事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められるもの。
- (7) 公費による補助・委託事業や、介護保険などの公的な制度の中で運営されている社会福祉事業。

4. 対象経費

助成金対象となる経費は、申請団体が対象活動を実施するために直接必要とする経費とし、領収書等が発行できるものとします。詳しくは申請書様式（別表1・2）を参照してください。

5. 助成金の交付額

助成金の交付額は、令和6年度共同募金実績によるものとし、また審査委員会において活動内容を勘案して決定します。

6. 助成対象となる活動の実施期間

令和7年4月1日以降に開始し、令和8年3月31日まで完了することとします。

7. 応募方法

(1) 応募締め切り

令和6年4月26日（金）（必着）

(2) 応募手続き

助成を受けようとする団体は、「共同募金助成金申請書(地域助成)」に記入し必要書類を添付して三種町共同募金委員会へ提出してください。

8. 審査

審査は、三種町共同募金委員会により次のポイントを踏まえ審査します。

(1) 目的の明確性

・活動目的が明確か。

(2) 公益性

・地域の課題解決に向け、有効な活動か。
・活動の効果が三種町民に還元されるものか。

(3) 具体性

・計画内容に無理がないか。
・企画に対し予算が適切か。

(4) 継続性

・活動が一過性ではなく継続的に発展し定着する可能性があるか。

(5) 活動の必要性

・活動が地域社会のニーズに応じ必要とされているといえるか。

(6) 助成金の必要性

・助成金の必要性が明示されているか。

(7) 先駆性

・新しい仕組みをつくり出す活動になっているか。

(8) 意欲・熱意

・活動に意欲や熱意が感じられるか。

(9) 共同募金協力度

・共同募金運動へ協力しているか。

9. 審査結果通知並びに助成決定通知

(1) 審査結果は審査終了後に申請団体へ通知します。(令和6年6月上旬の予定)

(2) (1)により内定した事業の正式な通知は、令和7年3月下旬ころに申請団体へ行う予定です。令和6年度の共同募金実績額によって助成決定事業は助成額が増減または中止となることがあります。

10. 助成金の交付

助成金については、三種町共同募金委員会が秋田県共同募金会から交付を受け、本委員会を通じて助成決定団体に事業年度である令和7年4月以降に交付します。

11. 活動報告

助成を受けた団体は、活動終了後1か月以内に「活動報告書」(様式4号)に記入し領収書(写)など必要書類を添付して本会会長へ提出していただきます。(報告書様式は令和7年3月下旬ころ助成決定通知と一緒に郵送します。)

12. 助成金の返還

本会会長は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることがあります。

申請後やむを得ず変更する場合は、三種町共同募金委員会までご連絡ください。

- (1) 活動支出額が助成金交付額を下回ったとき。
- (2) 事業が中止となったとき。
- (3) 活動が適正に実施されなかったとき。
- (4) 助成金が申請された活動以外の目的で使用されたとき。
- (5) その他実施要綱の規程に違反したとき。

13. 助成金の経理

助成団体は、助成金の使途について明らかにしておかなければなりません。必ず領収書を保存し、出納帳など諸帳簿にて記録してください。共同募金委員会、秋田県共同募金会が要求するときは、必要な記録及び諸帳簿を提出していただくことがあります。

14. 助成事業の広報

事業の実施にあたり、事業で購入した備品または作成したチラシ・広報誌などに、「赤い羽根共同募金」の助成であることを必ず明示してください。